

新型コロナウイルス感染拡大防止のための＜加治木看護専門学校＞の行動指針（制限レベル）

2020.12

制限 レベル	県 警戒基準		授業	実習	職員業務	研修（県内）	研修（県外）	その他
0	感染収束	発生なし	通常	通常	通常	通常	通常	通常
1	ステージⅠ	・感染者散発的発生 ・医療提供体制に特段支障なし	・十分な感染防止対策を施した上で対面授業を実施	・実習施設との情報交換を図り、実施可能な範囲で実施する	・感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ通常通りの勤務	・感染拡大防止に最大限の配慮をして実施可能	・感染拡大防止に最大限の配慮をして実施可能	・行動変容に向けた広報・啓発
2	ステージⅡ	・感染者漸増 ・医療提供体制の負荷が蓄積	・十分な感染防止対策を施した上で対面授業を実施	・実習施設との情報交換を図り、実施可能な範囲で実施する	・感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ通常通りの勤務	・クラスター発生地区への訪問は控え、オンライン等での参加を推奨。やむを得ない場合は所属長の許可を得て訪問可	・感染拡大地区やクラスター発生地区への訪問は控え、オンライン等での参加を推奨。やむを得ない場合は所属長の許可を得て訪問可	・レベル1の対策に加え、職員は「5つの場面」を遵守する。アポイントの来校者のみ対応
3	ステージⅢ	・感染者急増 ・医療提供体制の支障を避けるための対応が必要	・十分な感染防止対策を施した上で対面授業にオンラインを併用して実施 ※席配置は別記	・実習施設の受入れ状況により学内実習に移行する。	・授業等の業務ならば出勤を認めるが、所属長と相談する。	・業務上やむを得ない場合で、所属長の許可を得た場合のみ	・原則禁止	・レベル2の対策に加え、学園関係者以外について不要不急の訪問を自粛するよう要請
4	ステージⅣ	・感染者爆発的拡大 ・医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要。または校内で感染者が発生	・オンラインによる授業のみ ・授業の継続が不可能な場合は、休講	・中止	・学校の維持に必要な者のみ出校 その他は、自宅待機	・原則禁止	・原則禁止	・レベル3の対策に加え、許可された学園関係者以外敷地内出入り禁止

備考1 この行動指針は、感染のフェーズの変化、状況等に応じて県から発表される基準を参考にして見直しする場合があります